

平成29年(ヨ)第651号 高浜原発3, 4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 水戸 喜世子

債務者 関西電力株式会社

証拠説明書(10)

平成29年(2017年)8月30日

大阪地方裁判所 第1民事部 御中

債権者代理人 弁護士 井戸 謙一

同 弁護士 河合 弘之

外

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
疎甲77	「実用発電用原子炉に係る新規規制基準の考え方について」抜粋	写し	平成28年6月29日策定、同年8月24日改訂	原子力規制委員会	・ 定量的な安全目標はいまだ新規規制基準には採用されていないが、重要な指標とされていること ・ その数値は、炉心損傷は1万炉年に1回(10 ⁻⁴)、格納器破壊は10万炉年に1回(10 ⁻⁵)、敷地外への放射性物質大量放出は100万炉年に1回(10 ⁻⁶)とされていること
疎甲78	書籍『新装版 反原発、出前します 高木仁三朗講義録』	原本	2011年4月26日	高木仁三郎	・ 原発についての一般的知識 ・ 原子炉の構造(21頁)。 ・ 本件高浜原発と同じ、加圧水型原発(PWR)の問題点として、冷却水が一次系と二次系に分かれているところ、放射能を一次系に封じ込めようとした分だけ、蒸気発生器に無理をか

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
					<p>けている原子炉であること(24頁～25頁)。加圧水型は非常にコンパクトにエネルギーを詰め込んだ原子炉であるところ、その分だけ炉壁と炉心の間の燃料の間の余裕が少なく、炉壁の中性子脆化のためにもろくなること(26頁)。スリーマイルの事故などは原子炉の燃料が溶けているのに気づかなかつたように、原子炉の中を確認できないこと。炉心の水位の状態を直接見ることができないこと(27頁)。様々なしわ寄せが蒸気発生器にかかるところ、細管が損傷している割合が高いこと(29頁)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故時には大変な量(一人あたりの摂取限度にすると、何千兆倍という量)の放射能が放出すること(111頁)。原発では1年間に広島原爆の1000発分くらいの死の灰が生産されること(150頁)。 ・100万キロワット級の軽水炉を1年間フルに動かすと、プルトニウムは全量にして、約250キログラム生まれてくること(245頁)。250キログラムのプルトニウムは日本人一億2000万人を何度でも殺せるくらいの毒性があること(245頁)。プルトニウムが7～8キロあれば、原爆が作れること(245頁)。 	
疎甲79	書籍『原子力市民年鑑 2016－2017』	原本	2017年3月11日	原子力資料情報室	<ul style="list-style-type: none"> ・原発についての一般的知識 ・3・11から6年経過したが、福島第一原発事故の深刻な被害は続いていること(17頁、275頁以降) ・東京電力福島第一原発そのものの後始末も進んでいないこと(17頁、275頁以降) ・本件高浜原発と同じ加圧水 	

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
					<p>型軽水炉の概念図（102頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件高浜原発の原子炉について（182頁）。 ・ 本件高浜原発の主な事故（186頁～187頁）。 ・ 本件高浜原発はプルサーマル炉であるところ、サイトにプルトニウムが保管されていること（218頁）。 ・ 福島第一原発事故から6年以上が経過する今なお20万人を超える被災避難者がいること（279頁） ・ 福島第一原発の作業員は高線量のなかでの業務を強いられ被曝量も増えていること（280頁） ・ 福島第一原発事故後、福島県における小児甲状腺がんの発生が増え続けていること（281頁） 	